

# 無利息融資と法人税法三二条二項及び三七条五項

大阪高裁 昭和五三年三月三〇日判決  
昭和四七年（行コ）第四二号、法人税  
額更正決定取消等請求控訴事件  
シュトイエル一九三号一頁、税務訴訟  
資料九七号一一六〇頁

中 村 利 雄

（税務大学校  
研究部教授）

〔事案の概要〕

(1) 被控訴人（原告）X会社は、昭和二六年七月三日に織物、繊維製品、雑貨の売買及び貿易を目的として資本金一〇〇万円で設立された株式会社であり、昭和四〇年一月三〇日（本件第二事業年度末日）現在の資本金は一、九〇〇万円である。訴外T会社は、昭和三七年一月一日に繊維、化成品の製造並びに販売を目的として資本金五〇〇万円で設立された株式会社であり、昭和四〇年一月三〇日現在における資本金は二、〇〇〇万円であるが、同日現在の発行済株式四〇、〇〇〇株のうち一六、〇二八株（四〇％強）をX会社が保有しており、X会社とT会社とはいわゆる親会社、子会社の関係にあって、ともに法人税法上の同族会社である。

(2) ところで、X会社はT会社の設立一か月後の昭和三七年一月一日T会社に対し、その事業達成を援助する目的で期間を三か年に限り四、〇〇〇万円を限度として無利息で融資する旨の契約を締結した。そして、この契約に基づいてX会社はT会社に対して、昭和三八年一月一日から昭和三九年一月三〇日までの事業年度（以下「三九年度」という）において各月初平均残高二一、四一七、三九〇円、昭和三九年一月一日から昭和四〇年一月三〇日までの事業年度（以下「四〇年度」という）において各月初平均残高二六、五四四、六〇〇円の融資をした。

(3) X会社は、三九年度及び四〇年度の法人税の確定申告に際し、T会社に対する貸付金は無利息融資によるものであるから、利息の発生する余地はないものとして、この取引を所得金額に関係させずに申告した。

これに対し控訴人（被告）Y税務署長は、X会社がT会社に無利息融資したことは、貸付金の対価として通常收受すべき利息相当額の経済的利益をT会社に供与したことになるとして、前記各月初平均貸付残高に年一〇％の利率を適用

して計算した金額を寄付金と認定し、寄付金の損金不算入計算を行い、三九年度については二、〇六一、〇一三円、四〇年度については二、五八二、一三四円をそれぞれ申告所得金額に加算して更正処分を行った。

X会社は、この更正処分を不服として、異議申立て及び審査請求を経て処分の取消しを求めて出訴した。

(4) 本件は、三九年度については昭和四〇年改正前の旧法人税法、四〇年度については現行法人税法が適用される事案であったこと及び現行法人税法施行(昭和四〇年四月一日)後日が浅く、法人税法二二条二項を十分消化していなかったこと等のためか、Y税務署長は第一審においては、もっぱら租税回避行為(法一三二条)を本件利息認定の理由として主張したため、第一審判決は、「本件無利息融資は、租税負担を不当に回避し、または軽減する意図に出たものも、経済的合理性を全く無視したものと認められないから、租税回避行為にあたるとはいえず、その無利息の約定の私法上の効力を税法上否認すべき理由はないものといわなければならない。」として、Y税務署長の主張を排斥した(第一審における当事者の主張の要旨及び判決要旨並びに判決に対する評釈については、税大論叢一一号二〇三頁〜二二三頁参照)。

(5) そこで、Y税務署長は、この判決を不服として控訴し、控訴審においては法人税法二二条二項を主体に、あわせて同法一三二条により更正処分が適法であることを主張した。

#### 〔判決要旨〕

控訴審判決は、次のとおり判示し、本件無利息融資に係る利息担当額の利益の供与が法人税法三七条五項かつこ書所定のものに該当するとは解しえないから、Y税務署長が本件更正処分においてこれを寄付金の損金不算入の限度で昭和

三九年度及び四〇年度の益金として計上すべきものとしたこと自体を違法ということはできないとしたうえ、本件無利息融資に係る通常ありうべき利率は、商事法定利率の年六分であると認めるのが相当であり、これを超える利率により利息相当額を算出した本件更正処分は、その限度において違法であるといわなければならないとして、原判決を変更し、更正処分の一部を取消し、その余の請求を棄却した。

(1) 法人税法二二条二項が資産の無償譲渡、役務の無償提供を収益発生事由として規定した趣旨について、「資産の無償譲渡、役務の無償提供は、実質的にみた場合、資産の有償譲渡、役務の有償提供によって得た代償を無償で給付したのと同じであるところから、担税力を示すものとみて、法二二条二項はこれを収益発生事由として規定したものと考えられる。」と判示した。

(2) 無利息融資が「無償による役務の提供」に該当し収益の発生を認識し得る所以について、「営利法人が金銭（元本）を無利息の約定で他に貸付けた場合には、借主からこれと対価的意義を有すると認められる経済的利益の供与を受けているか、あるいは、他に当該営利法人がこれを受けることなく右果実相当額の利益を手離すことを首肯するに足りる何らかの合理的な経済目的その他の事情が存する場合でないかぎり、当該貸付がなされる場合にその当事者間で通常ありうべき利率による金銭相当額の経済的利益が借主に移転したものととして顕在化したといえるのであり、右利率による金銭相当額の経済的利益が無償で借主に提供されたものとしてこれが当該法人の収益として認識されることになるのである。」と判示した。

(3) 経済的利益の無償の供与等の寄付金性の有無について、「経済的利益の無償の供与等に当たることが肯定されれば、それが法三七条五項かっこ内所定のものに該当しないかぎり、それが事業と関連を有し法人の収益を生み出すのに

必要な費用といえる場合であっても、寄付金性を失うことはないというべきである。」と判示した。

(4) 法人税法二二条二項及び三七条五項は確認規定かどうかについて、「旧法には、法二二条二項、三七条五項のよ  
うな規定はなかった。しかし、本件に適用されるべき法条に関する法の規定は、旧法の解釈上も妥当と考えられていた  
ところを法文化したものであり、それによって従来の法人税法の所得計算の変更が意図されているものではないと解さ  
れるのであって、旧法の関係規定について、右に述べたところと別異に解釈すべき根拠は見出しがたいところである。」  
と判示した。

(5) 無利息融資に係る通常ありうべき利率について、T会社の設立及び本件貸付の経緯、T会社の株主構成及びX会  
社とT会社との取引状況等を検討したうえ、「もともと当事者間で無利息と定められた消費貸借につき、合理的なあり  
うべき利率の利率を探索しようとするのであるから、漠然とした基準しか見出せないのは事の性質上やむを得ない。こ  
のような場合、商人の行為につき約定がない場合に適用される商事法定利率の年六分が、それがたまたま前記の銀行の  
期間二年もしくは三年定期預金利息の利率と近似していることでもあり、妥当であると思われる。以上の次第であるか  
ら、本件無利息融資に係る通常ありうべき利率は年六分であると認めるのが相当であり、これをこえる利率により利息  
相当額を算出した本件第一、第二処分は、その限度において違法であるといわなければならず」と判示した。

(6) 無利息融資に係る通常の利率を一〇%として利息を認定した更正処分につき、年六分の利率による利息相当額を  
超える部分と同族会社の行為又は計算の否認の規定の適用によって維持することができるかどうかについて、「右違法  
な部分を、法一三二条（旧法三〇条）の適用によって維持する余地はない。」と判示した。

〔評 釈〕

(1) 無利息融資による収益と租税回避行為

本件無利息融資について、課税庁側は、第一審においては、これを租税回避行為とみて同族会社の行為計算の否認規定（法一三二、旧法三〇）を適用し又はその趣旨にそった主張を行ったことから裁判所もっぱら租税回避行為と認められたか否かの点について判示している。ところが控訴審においては、課税庁側は、主張の力点を法人税法二二条二項に置いたため、本判決は、同項の「無償による役務の提供」に係る収益を正面から採り上げた注目すべき判示をするに至ったのである。その結果、当然のことながら、第一審判決と控訴審判決とを対比すると、法人税法上益金となるべき収益についての認識に大きな差異のあることが知られる。

すなわち、第一審判決は、法人税法上の収益を現実的な収入ないし対価の成立としてとらえ、無利息融資の場合には私法上の効力としては貸主に利息債権が発生しておらず、貸主は借主から法人税法上益金となるべき収益を得ていないのであるから、原則として、利息相当額について課税すべき余地はない筈のものであるとし、ただ、無利息融資が私法上許された法形式を濫用することによって租税負担を不当に回避又は軽減することが企図されている場合、あるいは無利息とすることが経済的合理性を全く無視したものであると認められる場合には、右無利息融資を租税回避行為として、税法上はその行為を否認して本来の実情に適合すべき法形式の行為に引直して、その結果に基づいて課税し得るものとしている。

これに対し控訴審判決は、資本のもつ生産力及び利息の経済的性質を直視して収益を経済的利益の移転としてとら

え、「金銭（元本）は、企業内で利用されることによる生産力を有するものであるから、これを保有するものは、これについて生ずる通常の果実相当額の利益をも享受しているもの」というるところ、右金銭（元本）がこれを保有する企業の内部において利用されているかぎりにおいては、右果実相当額の利益は、右利用により高められた企業の全体の利益に包含されて独立の収益としては認識されないけれども、これを他人に貸付けた場合には、借主の方においてこれを利用しうる期間内における右果実相当額の利益を享受しうるに至るのであるから、ここに、貸主から借主への右利益の移転があったものと考えられる。」と述べたうえ、無利息貸付による利息相当額の収益の認識について前記「判決要旨」(2)のとおり判示している。

このように、第一審判決は、本件の核心である法人税法二二条二項について直接の判断を回避し、一般的な租税回避行為に該当するか否かの判断のみに終始したのに対し、本判決は、同条項を正面から採り上げ、「無償による役務の提供」に該当すれば、租税回避行為を論ずるまでもなく、その利息相当額は法人税法上の益金の額を構成すると判断したもので妥当な判決といえる。

まず、X会社は、「法二二条二項の規定中、無償による資産の譲渡及び無償による役務の提供に係る当該事業年度の収益の額に関する部分は、これらについて収益の額が発生しないから、その意味を理解することができず、したがって法的には意味のない規定であり、実効性がない。」と主張したのであるが、本判決は、前記「判決要旨」(1)のとおり判示し、同項が積極的な意義を有する規定であることを明らかにした。

次に、益金の額の範囲に関する法人税法二二条二項の規定は、旧法人税法九条一項の「総益金」の解釈上妥当とされていたものを、また、寄付金の範囲に関する法人税法三七条五項及び六項の規定は、旧法人税法九条三項の「寄付金」

の解釈に関する取扱い（旧法人税基本通達「七七」）を法文化したものに過ぎないと解されることは、一審判決の検討の際指摘したとおりである。<sup>(注1)</sup>従って、前記「判決要旨」(4)の判示は妥当である。

第三に、本判決は、法人税法二二条二項と一三二条との関係について、前記「判決要旨」(6)のとおり判示しているが、これは両者の関係を判断した最初の判例として注目される。もともと、租税回避行為の否認を論ずる実益は、税法にみなし規定若しくは特別な所得計算規定がないか又はそれが不明確な場合、すなわち税法のこれらの規定の解釈によっては課税し得ない場合にあるのであって、本件無利息融資のように税法に企業会計と異なる特別な取扱いを明らかにした規定（法二二条二項）がある場合には、租税回避行為を論ずるまでもなく、その利息相当額は法人税法上の益金の額を構成するものといわざるを得ず、また、それは同族会社の行為又は計算の否認規定をまつまでもないことは、一審判決の評釈で指摘したとおりであり、<sup>(注2)</sup>判示は相当である。

以上、検討したように、この判決は、法人税法二二条二項の取引の例示中「無償による資産の譲渡又は役務の提供」に係る部分が積極的な意義を有する規定である（企業会計上の基準が確立していないため、税務上は無償による資産の譲渡又は役務の提供によっても収益が生ずることを明らかにした税務上の特別の定めをしたものである。<sup>(注3)</sup>）ことを明らかにするとともに、同項の収益に該当するものについては、たとえ当該法人が同族会社であっても、租税回避行為として同族会社の行為又は計算の否認規定を適用する場合には当たらないことを示したものと<sup>(注4)</sup>いえよう。

(注1) 中村利雄稿「法人税の課税所得計算と企業会計」税務大学校論叢一一号二〇七頁

(注2) 同右 二〇八頁

(注3) 同右 一八九頁

(注4) 高橋欣一・福岡右武稿「無利息融資と収益・寄付金」税理二一巻八号七二頁参照

(2) 無償による役務の提供と寄付金

法人が無利息融資をした場合において、通常の利率により計算した利息相当額を寄付金として取り扱う法的根拠は、法人税法二二条二項と三七条五項である。すなわち、同法二二条二項は、当該事業年度の益金の額に算入すべきものとして「資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額」を挙げている。そして、無利息融資は、「無償による役務の提供」に該当するものと解されている。これは、無利息融資は実質的にみた場合、通常の利息で貸し付けたうえ、その利息を相手方に贈与したのと同じの経済的機能ないし効果を有するので、この得べかりし利息相当額を一旦貸主の収益として帰属させたいえ(法二二②)、借主にこの利息相当額の「経済的な利益の無償の供与」をしたものとして寄付金として取り扱うこととなる(法三七⑤)のである。

この点につき本判決は、「管利法人が金銭(元本)を無利息の約定で他に貸付けた場合には、……その当事者間で通常ありうべき利率による金銭相当額の経済的利益が借主に移転したものととして顕在化したといえるのであり、右利率による金銭相当額の経済的利益が無償で借主に提供されたものとしてこれが当該法人の収益として認識されることとなるのである。」として、無利息融資が「無償による役務の提供」として収益が認識される所以を説明している。

この判決は、「無償による役務の提供」に該当すれば、利息相当額が貸主の収益として益金の額を構成すると判断したもので、この点については一部に反対の見解があるものの、一般的な見解を支持したものととして評価できる。

他方、このようにして、「経済的利益の無償の供与等に当たることが肯定されれば、それが法三七条五項か、こ内所

定のものに該当しないかぎり、それが事業と関連を有し法人の収益を生み出すのに必要な費用といえる場合であつても、寄付金性を失うことはないといふべきである。」としているのも妥当な見解である。

ところで、この判決は、無利息融資が「無償による役務の提供」として収益の発生を認識しうる所以の説示をするに際して二つの条件すなわち、①「借主からこれと対価的意義を有するものと認められる経済的利益の供与を受けているか」あるいは、②「他に当該営利法人がこれを受けることなく右果実相当額の利益を手離すことを首肯するに足りる何らかの合理的な経済目的その他の事情が存する場合でないかぎり」という限定を附しているが、これをどのように解するかは問題である。

まず、①の対価関係であるが、法人税法二二条二項の「無償による役務の提供」における無償とは、提供者のなす給付自体に対して報酬としての反対給付がないことを意味し、提供者が給付をなすに至った動機、例えば過去に儲けさせて貰ったことに対する返礼の意味であろうと、また、将来儲けさせて貰うことを期待しているであろうと、そういう動機は問うところではないと解されているから、<sup>(注)</sup>無利息融資の場合に借主から利息相当額の利益と直接的な対価関係を有する経済的利益の供与を受けている場合には、「無償による役務の提供」に当たらないこととなる。その意味では前記①は当然のことを述べたものといえる。

これに対し、②の限定を加えた点については、評価が大きく分れるところである。すなわち、高橋欣一・福岡右武氏は、『説示の理論構成によれば、 $\text{A} \textcircled{1} \text{ or } \text{B} \textcircled{2}$ でない限りとするのであるから、対価性のない・無利息融資であっても、これを行う合理的な経済目的等があれば、「無償による役務の提供」に当たらず、したがって収益の発生はないということになるものと思われる。(中略)それが本来妥当すべき領域は、費用論(直接には法人税法二二条三項二号)の場

面であり、収益のレベルの問題としては、かかる無利息融資は、それだけで「無償による役務の提供」として収益を構成するとするのが無理のない解釈のように思われるがどうであらうか。』と述べ、山田二郎氏は、『本判決が、「……何らかの合理的な経済的目的その他の事情が存する場合でないかぎり、利息相当額の経済的利益を収益として認識すべきもの」といって、右特別の事情がないかぎりという限定をしているのは理論的に矛盾しているものであり、右限定をつけるのは運用としては妥当といえるが理論的にはおかしいことになる。法人税法二二条二項にいう無利息貸付は、租税回避行為にあたるかどうか、また経済的合理性の有無とは関係なく、無利息貸付にかかる金銭（元本）の有償性自体（経済的価値）に着目して、貸付の継続しているあいだ収益発生事実を認識するものである。』と述べている。また松沢智氏は、『これは、法的視角から収益認識の基礎たる贈与契約が存在しないという特段の合理的理由があれば、貸主において反証を挙げることによって課税を免れ得ることを判示したものと解することができる。』と述べている。そこで、以下、この点について検討を試みることにする。

法人税法二二条二項には、資本等取引以外の取引（損益取引）の例示として無償による資産の譲渡とともに「無償による役務の提供」が掲げられているが、役務の無償提供についても、考え方としては資産の無償譲渡と全く同一である。すなわち、役務の無償提供があった場合には、その役務のもつ時価相当額の経済的価値が提供者から相手方に移転し、これにより当該役務のもつ経済的価値の実現があったものと認められるので、この実現価値を当該取引に係る収益として、その役務の提供時の時価相当額を益金の額に算入するとともに、その役務提供の原価を損金の額に算入したうえで、その役務の時価相当額が役務提供の性格に応じ相手方に対する寄付金、給与、交際費、その他の費用として処理されることとなるのである。そして、この場合、当該役務の提供につき収益の発生ないし実現が認識されれば、法人税法

二二条二項により当該事業年度の益金の額を構成することとなり、当該役務の提供による相手方への経済的な利益の供与が当該事業年度の損金の額を構成するかどうかは、同条三項の損金の額に対する通則規定、同条四項の公正処理基準及び同法二九条以下の「別段の定め」により判定し、それが損金の額に算入されるものであれば、課税所得がそれだけ減額されることになるのにすぎないのであり、収益の認識計上とその処分とは切り離して考えるべきものである。<sup>(注1)</sup>

右に述べたところを本件の四〇年度分の数字（原処分）を用いて仕訳で示せば、次のとおりとなる。

(1) (借) 費用又は損失 2,654,460円 (法22③) (貸) 受取利息 2,654,460円 (法22③)  
(寄付金又は事業経費)

(2) (借) 当期利益金 (P/L) 2,582,134円 (貸) 寄付金 2,582,134円 (法37②)

すなわち、まず、本件無利息融資が「無償による役務の提供」に該当すれば、それは企業会計上いわゆる「未収収益」として元本たる債権の経過期間に対する利息発生高の当期所属分が法人税法二二条二項により益金の額に算入され、他方、同額が同条三項により損金の額に算入されるのである。従って、相手方に供与した経済的な利益が寄付金、交際費、役員賞与又は報酬のように税務上特に損金算入が規制されているものに該当しない限り、前記(1)の仕訳のみで完結し、益金の額と損金の額とが相殺され、課税所得には影響を及ぼさないこととなるのである。

次に、無利息融資により相手方に供与した利息相当額の経済的な利益が寄付金に該当するか事業経費に該当するかを法人税法三七条五項により判定し、寄付金に該当する場合には、同条二項により損金算入限度額の計算をし、これを超過する金額は損金不算入として会社計算上の当期利益金に加算することとなる。法人税申告書別表四の「寄付金の損金不算入額21」欄への記載は、前記(2)の仕訳を意味する（当期利益金は借方項目であるから(2)の仕訳により寄付金の損金

不算入額だけ会社計算上の当期利益金に加算されることになる。)

なお、法人税法三七条五項の「こ書の解釈につき事業に關係のない無償の支出のみが寄付金に該当するとの見解があるようであるが、これは妥当ではない。すなわち、同項かつこ書は、無償の支出のうち事業の遂行に明らかに關係あるものを事業経費として寄付金から除外し、それ以外のものを税法上の寄付金として取り扱うこととしたものであり、従って、税法上の寄付金は事業の遂行に直接關係のないもののみをいうのではなく、事業との關係が明らかでないものも含まれると解すべきものと考えられる。この点につき松沢智氏は、『損失とは、法人の純資産の減少するすべての場合に適用になるのではなく、法人の意図した事業に關係のない支出は含まれず、それは後述の利益処分となると解するのである。たとえ損金として「寄付金」に計上したとしても、事業に關係がない以上は「隠れた利益処分」である。事業目的遂行と全く關係のない支出は寄付金の限度計算の対象ともならないと解する。』と述べ、また、『寄付金の本質は利益処分であるが、費用性をもつ場合もあり、理論的には両者を區別すべきである。事業に全く關係のないことの明白な支出でも、企業が単に損金計上すれば、これを認め限度計算をするというのでは、その限度内では損金として認めることになって法的概念の不明確さを放置することとなる。』<sup>(注8)</sup>とも述べているが、法人税の課税所得計算の基本的構造及び資本等取引なくなく「法人が行う利益又は剰余金の分配」の意義からして、現行法人税法の文理解釈としては、この見解に組することはできない。従って、この点は、むしろ、高橋欣一・福岡右武氏の指摘する『寄付金自体、事業遂行上の必要に基づいて支出され得るのであって(その場合でも損金算入を否定する理論は「通常かつ必要」論であろう。)、一般に言われる「寄付金は、事業に關係のない無償の支出、すなわち贈与である」という定式化は必ずしも相当でないように思われる。』<sup>(注10)</sup>との見解が妥当である。ただし、かつこ内の「通常かつ必要」論は、所得税法上の「必要経費」の

解釈としてならば妥当するものの、法人税法上は、その課税所得の計算構造及び「利益又は剰余金の分配」の意義からして、米国の内国歳入法等のように事業経費の控除要件としての特別の規定がない限り、損金算入を否認することはできないもの<sup>(注8)</sup>と考へる。

以上検討したところによると、益金の額及び損金の額を総額で把握することとしている現行法人税法上は、無利息融資が「無償による役務の提供」に該当すれば、それが租税回避行為に当たるかどうか及び経済的合理性の有無とは関係なく、また、相手方に対する利息相当額の経済的な利益の供与が寄付金又はその他の事業経費に当たるかどうかに関係なく、利息相当額が法人税法二二条二項の規定により益金の額に算入され、当該経済的な利益の供与が寄付金に当るか又はその他の経費として損金の額に算入されるかは、同法二二条三項及び三七条五項により判定することとなると解すべきである。従って、『原則としてこのような「寄付金」(借方項目)が存在する場合に限ってそれに応じて法人税法二二条二項の「無償による資産の譲渡又は役務の提供」(貸方項目)が論ぜられること<sup>(注12)</sup>になる。』とするのは妥当ではない。

すでに述べたように、本件の一審では、もっぱら租税回避行為を利息認定の理由として主張し、控訴審になって漸く法人税法二二条二項に力点を置いた主張を行っているものの、控訴審でも法人税法二二条二項と租税回避行為(法一三二条)との関係についての議論が十分に整理されないまま訴訟上の主張が展開されているので、本判決も、無利息融資による経済的な利益の供与についての収益としての認識について租税回避論を持ち込み「他に当該営利法人がこれを受けることなく右果実相当額の利益を手離すことを首肯するに足りる何らかの合理的な経済目的その他の事情が存する場合でないかぎり」という限定を附加しているが、役務の無償提供による収益の認識計上と当該収益の処分及び同族会社の行為計算の否認とは直接の関係はないことは前述のとおりである。従って、仮に、この限定のような配慮が必要であ

るとしても、それは寄付金と事業経営との区分、つまり費用論の領域であり、<sup>(注13)</sup> 収益論の問題としては対価性の有無、すなわち「無償による役務の提供」に該当するかどうかの判断のみで十分であろう。

また、本判決は、「本件無利息融資に係る利息相当額の利益の供与が法三七条五項かっこ内所定のものに該当するとは解しえないから、控訴人が本件第一、第二処分においてこれをその寄付金の損金不算入の限度で、本件第一、第二事業年度の益金として計上すべきものとしたこと自体を違法ということはできない」と判示している(傍点筆者)が、これも法人税法の理解が不十分で妥当ではない。なるほど、課税所得金額に算入されるのは寄付金の損金算入限度超過額(前例では二、五八二、一三四円)であるが、それは益金の額として課税所得金額に算入されるのではなく、損金不算入の結果として課税所得金額に含まれるのであって、益金の額に算入されるのは利息相当額(前例では二、六五四、四六〇円)そのものであるからである。この点につき、武田昌輔氏は、「判決では、寄付金であるかどうかをまず判断し、寄付金であれば、無償の供与として法二二条の規定が適用されると論じているが、寄付金に該当しない場合でも無償であれば理論上法二二条の規定は適用されることを見逃している点に若干の問題がある。」<sup>(注14)</sup>と指摘しているが、賛成である。

(注1) 中村利雄稿「法人税の課税所得計算と企業会計」税務大学校論叢一一号二二〇頁

(注2) 高橋欣一・福岡右武稿「無利息融資と収益・寄付金」税理二二巻八号七三頁

(注3) 山田二郎稿「収益発生の事由となる無利息融資」税理二二巻八号六七頁

(注4) 松沢智稿「無利息融資と「法的基準説」の確立」税理二二巻八号六八頁

(注5) 資産の無償譲渡の場合には、現在ある資産がなくなるので、その無償譲渡による収益の認識計上を行なわない場合であっても当該資産の除却に関する経理は行なわれるのに対し、役務の無償提供の場合には、形のない用役の提供であることか

ら、資産の無償譲渡の場合の資産の除却に関する経理に相当する経理は行なわれない(無償提供した役務に対応する原価の

費用計上は、他の有償提供によるものと一括して行なわれるのが通常である。従って税務上役務の無償提供による収益を益金の項に算入する場合には、これに対応する原価は法人の経理上すでに費用に計上済であるから、当該収益の益金算入額と同額の経済的利益の相手方への供与に関する処理を行えば足りることになる。(中村利雄前掲論文 税務大学校論叢一―号二〇一―二〇三頁)

(注6) 中村利雄前掲論文 税務大学校論叢一―号一九五―一九六頁

(注7) 松沢智著「租税実体法」一三四頁

(注8) 松沢智前掲論文 税理二―巻八号六九頁

(注9) 中村利雄前掲論文 税務大学校論叢一―号二一〇―二一一頁

なお、隠れたる利益処分による寄付金であっても損金算入となることについては、中村利雄稿『いわゆる「隠れたる利益処分」という法的概念の再検討』税経通信三―巻一―号一九頁参照

(注10) 高橋・福岡前掲論文 税理二―巻八号七三頁

(注11) 中村利雄稿「損失又は費用の損金性」税理士界七三三―号(昭五三・五・二五)八頁

(注12) 北野弘久稿「親会社の子会社に対する無利息融資」税理二―巻八号六四頁

(注13) 中村利雄前掲論文 税務大学校論叢一―号一九一―一九二頁

(注14) 武田昌輔稿「親会社の子会社に対する無利息融資」税理二―巻八号六二頁

### (3) 利息相当額の計算(適正利率の基準)

本件更正処分における利息相当額の計算につき年一〇%の利率を適用したことについてY税務署長は、昭和三四年八月二四日付直法一―一五〇 国税庁長官通達「<sup>(注1)</sup>三六」を引用するとともに、その論拠として、①X会社の資金コストは

両建預金を除き支払利率が平均日歩二銭六厘で保証料三厘を加えると二銭九厘(年一〇・五八%)となつてゐること。

②昭和三八年当時の中小企業金融公庫の貸付利率は年九%であり、右公庫からの融資に代えてX会社が融資することに

なつたとすれば同程度の利息を得ることとするのは当然であること。③融資先T会社が現にS銀行から融資を受けた際の利率は日歩二錢七厘五毛(年一〇・〇三%)であること。④X会社が融資を受けた際の利率が年一〇%程度であること。等を挙げ、このように一般的な借入金の利率が年一〇%と考えられることを主張した。

これに対し本判決は、前記「判決要旨」(5)のとおり判示し、本件無利息融資に係る通常ありうべき税率は商事法定利率の年六%が相当であるとした。

すでに述べたように、無利息融資が「無償による役務の提供」に該当すれば利息相当額の経済的な利益が収益として益金の額に算入されることになるのであるが、経済的な利益の測定尺度については明文の規定はない。<sup>(注2)</sup>

一般的にいえば、「通常の利率」(法令一三八③参照)によるべきであると考え。もちろん、本判決が示すように、「通常、金銭消費貸借において当該当事者間において利息の割合を定めるにあたっては、貸借の理由、貸主と借主との関係、貸主の貸付資金捻出の手段、借主の借金を必要とする度合等、種々の要素が働くものである」から、「通常の利率」の認定にあたっては、当該取引の個別事情等具体的事実関係を見極めたうえで決定すべき筋合のものである。Y税務署長が引用した前記通達が一義的な規定をせずに、「おおむね年一割」としているのも、個々の事案に妥当する弾力的な運用を期する趣旨であり、Y税務署長が年一〇%の利率を適用したのも、機械的に処理したのではなく、前記主張①~④のような具体的な事実関係を総合勘案して年一〇%を相当と認めたものである。

無利息融資の場合の「通常の利率」については、その貸し付けた金銭が他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率による(前記通達「三六」、所基通三六一四九)べきことには異論がないと考えられるが、このようないも付関係が明らかでない場合には、例えば、①銀行等の貸付利率によるべきであるとする考

え方、②銀行等の定期預金利息の利率によるべきであるとする考え方等種々の考え方がある。本判決は、商事法定利率の年六分を相当と認めた判断の一つの基準として、たまたま銀行の期間二年もしくは三年の定期預金利息の利率と商事法定利率とが近似していることでもあり、として②の考え方を採っている。

しかし、元本の保証があり解約すればいつでも元本が回収できる銀行預金と元本の回収につき危険を伴う貸付金とを同列に考えることはできず、また、「貸付けを行なわないとすればこれを銀行に預金することにより安定した利殖を計り得たのであるから、被控訴人としては銀行預金利息程度のものでT会社に対して要求してもおかしくなく」というのも、もし、そうであれば余裕資金は借入金<sup>3</sup>の返済に充当するのが営利を目的とする会社の通常であるから賛成できない。従って、親会社及び子会社をそれぞれ独立の納税主体として取り扱っている現行税法のもとにおいては、「通常の利率」は、原則として、最も普遍的で合理性のある金融機関（銀行等）の貸付利率を基準とすべきものと考えられる。ただし、親子会社間の貸付については常に第三者に対する貸付金の利率と全く同一でなければならぬというのではなく、利率の決定に作用する諸々の要素を勘案し、具体的事実関係に即して判断すべきものである。

このように考えれば、利率の認定に関する判示には多くの疑問点が含まれているものの、本判決は、本件事実関係のもとでは年六分とするのを相当としたものであると解され、従って、商事法定利率を援用していることが、反証のない限りこれによるという趣旨ではないと<sup>(注3)</sup>考えられる。

(注1) この取扱いは、昭和四四年五月の法人税基本通達の整備の際に廃止された。その理由は、所得税に関する通達によることとし、法人税に関する通達としては特に定めないこととしたものである。

なお、この取扱いは、役員又は使用人に対する給与とされる経済的な利益（法三四②、三五④）に関し、無償又は低利貸

付の場合の通常取得すべき利率を、原則として、おおむね年一割とすることを定めたものであるが、寄付金とされる経済的な利益の計算についても同様に取り扱われていた。

(注2) 借地権の設定等に伴い無利息又は低利の貸付けを受けた場合の「特別の経済的な利益の額」の計算については、「通常利率」による旨の定めがあり(法令一三八③)、この場合の通常利率は年一割とされている(基通一三一―一八)。

(注3) 高橋欣一・福岡右武稿「無利息融資と収益・寄付金」税理二一巻八号七三頁参照